「今、憲法のなにが、どう変えられようとしているのか?」

2013 年 6 月 6 日 弁護士 藤原 真由美

1 はじめに一 今、三つの「改憲」が同時進行している

- ① 日本国憲法を「全面的に改正」する動き
 - 自民党「日本国憲法改正草案」
 - 日本維新の会綱領(2013年3月に決定)

自民党の改正草案は日本国憲法を「全面的に改正」するという動きです。これは自民日本維新の会も これとほとんど同じような改正案を出しています。

日本維新の会は党の綱領では、「日本を孤立と軽蔑の対象に貶め、絶対平和という非現実的な共同幻想を押し付けた元凶である占領憲法を」――今の日本国憲法です。「大幅に改正し、国家、民族を真の自立に導き、国家を蘇生させる」。これを第1番目に掲げています。こういう2つの政党に今、日本国憲法を全面的に改正するという動きがあります。

- ② 憲法96条(改正手続き)をまず改正し、憲法改正のハードルを下げる動き 憲法96条、改正手続きの条文だけをまず改正して憲法改正のハードルを下げ、改正をやりやすくする という動きです。今年の4月に入って安倍さんが、参議院選挙の争点にするんだとおっしゃっていまし たが、5月3日の憲法記念日前後から、96条を改正するのは立憲主義違反であるとメディアの報道や、 憲法学者などが「96条の会」を立ち上げて反対の動きを強めているということもあり、トーンダウンし ている状態です。
 - ③ 集団的自衛権を認める法律(国家安全保障基本法)を作り、または憲法解釈を変更して、アメリカ軍と一緒に戦争ができるようにする(憲法を改正せずに、9条を骨抜きにする)動き

集団的自衛権を認める法律―「国家安全保障基本法」という法律をつくる。または憲法解釈を変更して、アメリカ軍と一緒に戦争ができるようにする動きです。これは、前の2つが憲法の条文を改正する動きであるのに対して、解釈改憲、立法改憲と言われている動きです。憲法自体は変えない。けれども解釈を変える、または解釈を変えた法律をつくることです。

2 自民党が、今提案している「日本国憲法改正草案」は、憲法の基本原則をどのように変えようとしているのか

[憲法前文の全部取り替え]

日本国憲法の3つの基本原則と決意はどこに?

憲法「改正」ではなく、憲法の「破壊」→「改憲」か、それとも「壞憲」か 現行憲法を見てください。この前文に、日本国憲法の3つの基本原則が全部盛り込まれています。どう してこの憲法を制定するのか。私たちはどういう決意をしてこの憲法を制定するのが書かれています。 憲法の3つの基本原則とは、国民主権、基本的人権、平和主義——国際平和主義ともいう、3つが日 本国憲法の基本原則です。その基本原則が立脚している理念が、「人間の尊厳」の考え方であると言われています。

この前文に、自民党草案は修正の横線を入れ、全部を変えるとしています。

「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって」から前文が始まり、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」「基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ」「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」。

現行憲法の理念が単語だけ出てきますが、全体の重要なポイントがかなり違っています。「国」とか「郷土」、「誇り」、「気概」、「和」、「家族」、日本の昔からの伝統的なものが、前文にてんこ盛りになっていることが特徴的です。国民主権主義も平和主義も基本的人権の尊重の理念も、余り強調しているようには思えない印象になっています。

[国民主権主義の変容]

第一章「天皇」 天皇の地位は「象徴」だけでなく「元首」の地位をも持つ

- -3条「国旗、国歌」を規定し、国民の尊重義務を明記
- -6条4「内閣の助言」が「内閣の進言」に変化。
- 一6条5新設。「国事行為」のほかに「公的な行為を行う」権限を付与
- 一102条 憲法尊重擁護義務を負うものから「天皇」を除外

「国旗、国歌」については、国旗国歌法という法律ができて、これを尊重することになっていますが、 遵守義務が国民に課されているわけではないことが国会で答弁されています。だから国会では、強制力 はないことを言っています。改正草案では、憲法で国民に国旗、国歌の遵守義務が課されますから、尊 重していない行動をとった人は憲法違反になります。

また、天皇がいろいろな権限を持つということは、国民主権主義と矛盾するもので、それが変容する ことになります。

[永久平和主義の変容]

- ① 第二章「戦争の放棄」は、「安全保障」と変化。
 - -9条②「戦力の不保持」と「交戦権の否認」が削除され
 - ―9条2として、「自衛権」が明記される
 - 9条の2として、「国防軍の保持」が明記。「海外派遣」「集団的自衛権行使」「国内の治安出動」を認める←「自衛隊」では認められない「通常の軍隊」の権能
 - 「軍事機密保持のための法制度」「軍事審判所」を設置

改正草案は「安全保障」となっています。戦争を放棄するのではなくて、国の安全を守るという章にしています。現行憲法の9条の2項、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と書いていますが、改正草案では削除されます。そのかわりに、「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」。自衛権の存在をあえて条文化しています。

国防軍は「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」をするとしてい

ますが、アメリカが中心になってその利益のためにつくる多国籍軍が「国際的に協調して行われる活動」と解釈される可能性がありますので、憲法上、国防軍はこうした活動にも参加していくことになります。 軍事機密が戦中は天気や地図など該当していました。日常生活の何が該当するかわかりません。これが憲法上に規定されるということの恐ろしさを、考えていただければと思います。

② 第九章「緊急事態」の章を新設

一武力攻撃を受けた場合の「緊急事態宣言」の効果 (99条)→戒厳令

「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態に おいて国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指 示に従わなければならない」戦前の戒厳令が想定されます。

[基本的人権尊重主義の変容]

① 日本国憲法の「人権」保障の規定の構造—11条~13条、第三章全体、そして人権を保障するための第四章~第九章「統治機構」(三権分立)、最後に第十章「最高法規」

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公 共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。これが基本的人権の 総則的な規定です。

また、国民に選挙で選ばれますが、国家は強大な権力を持ってしまうと、それ自体が自己目的化して国 民の権利を侵害する危険性があるから国家機関を立法・司法・行政の3つの権力に分けて、お互いに3 つの権力のチェック・アンド・バランスによって行き過ぎを是正する。この「三権分立」が、基本的人 権の尊重を貫くための国家の基本システムです。

② 第十章「最高法規」の根拠である97条「基本的人権」を全部削除した「改正草案」 ←「天賦人権説に基づく規定を改める」との説明。

改正草案が立脚しているのは、「権利は生まれながらにして持っているものではな く、国家から与えられたもの」という思想。

改正草案では、現行憲法が天賦人権思想に基づいているからと自民憲法改正草案 Q&A では「こうした規定は改める必要があると考えました」と天賦人権の思想を改めるようです。

国民の権利も逆に国によって与えられたものであり、国が先にあって、国が個人へ与えたもの、それが 権利である。権利の概念が全く変わります。

- ③ 第三章「国民の権利及び義務」の具体的な違い
 - ─12条に「国民の責務」というタイトル。 「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益および 公の秩序に反してはならない」
 - -21条2新設 「公益、公の秩序に反する活動と結社を禁止」
 - -24条「家族の相互扶助義務」を1に新設
 - 一28条2「公務員の労働基本権」を、「全体の奉仕者であること」を理由に剥奪。
 - ─77条2「弁護士」に最高裁判所規則に従う義務を課す

改正草案は国民に一応権利は保障するが、それには責任が伴っているし義務もある。いつでも「公益と 公の秩序に反し」ないように、その権利を使わなければいけない。だから国が、それは公益及び公の秩 序に反していると言うと、権利の行使は認められないということになってしまう恐れが大変強い。「公 益及び公の秩序」を害するかどうかを誰が決めるのか、今のように自由な表現の活動が認められるのか とても不安を感じます。

- ④ 99条「憲法尊重擁護義務」が、公務員から国民へ→「国家の暴走をとめ、国民の 権利を守るために、国家が守るべき「縛り」を決めたものが憲法」という「立憲主 義」の原則が崩壊。通常の法律と同じ扱い
- ⑤ 憲法草案全体にわたる義務の拡大

憲法の本質は、国民の権利義務を守るために国に縛りをかけて、国が守るべきルールを定めたものだといいました。それがギリシャ憲法以降の、憲法と呼ばれるものの本質、立憲主義。それが、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」で、国民に義務を課すものになった。これはもう憲法としての性格を全く失ったということになります。

国民に義務を課すのは法律です。法律と憲法の違いはそこにあります。

3 憲法改正は簡単ではない

- ① 憲法改正の手続きは厳格(第九章)
 - ・国会の発議に必要な賛成
 - ・ 国民投票で、有効投票の過半数の賛成
- ② 日本の軍国主義化をおそれるアジア諸国からの批判
- ③ 日本の政治家たちの誤った歴史認識に対する国際社会からの批判

4 そこで考えついた96条の先行改正

- ① 96条改正に賛成している政党は?
 - 一 自民、維新、
- ② 96条改正の根拠
 - 66年間も憲法が改正されないままできた原因は、改正手続きの困難性にある
 - ・ 諸外国でもこれほど憲法改正手続きが困難な国はめずらしい
 - ・ 主権者である国民に、国民投票で直接憲法改正についての意見を問う機会が増えることは望ましい など

国民投票は動かさないけれども、国会の発議の要件を、総議員の3分の2以上の賛成から、過半数の賛成に変えることが違っています。安倍さんはまずここの条文だけを切り取って、先に改正しようとしています。今回の動きに賛成している政党は、今のところは自民党と日本維新の会です。このアイデアは昔からありました。96条改正議員連盟があってそこには民主党の人も名前を連ねていて、維新の会が賛成してくれたのに意を強くして、安倍さんがこれを参議院選挙の争点にしようというところまで盛り上がってしまいました。

5 96条の先行改正は、本末転倒

- ① そもそもなぜ憲法は憲法改正のハードルを高くしたのか、立憲主義の基本から考え てみよう
- ② 法律のように多数決で改正ができるとしたら、与党だけで憲法改正ができることに なり、権力に縛りをかけるという立憲主義が崩壊
- ③ 世界各国の例をみても、憲法改正手続きを通常の法律より困難にしている国は少なくない。 例:アメリカでは、連邦議会の3分の2+州議会の4分の3の賛成
- ④ 憲法をどう変えるのか、その中身の問題を抜きに手続きのハードルだけを議論するのはおかしい。もともと自民党の本音は、9条の改正にある。それが困難だから改正手続のハードルを下げるのは、本末転倒。

例えば外国では、ドイツは両議院は3分の2以上。韓国は国会の3分の2以上、プラス国民投票。日本と同じようなものです。スペインは両議会で総選挙を挟んだ2回ずつの議決で3分の2以上、プラス国民投票。議会の議決要件が5分の3以上が、スペイン、フランス、スロバキアなど、たくさんあります。日本が憲法改正が難しくなっているのは、珍しくもありません。そもそも、なぜ憲法改正のハードルを高くしたのかという理由は、立憲主義からきています。一般の法律をつくるためには、多数決の原則で過半数で議決です。過半数で可決できるとすると、政権与党だけでもいける。政権与党プラス連立政権を組んでいる政党——今だと自民党と公明党、参議院でも過半数はとれます。だから、政権与党だけで法律は可決、成立できます。しかし、憲法は、もともと国家が行き過ぎないように縛りをかけるもの。国家は、つまり政権をとっている多数党のことを言うわけです。だから、憲法改正を簡単にして、政権与党だけ自分たちの縛りをなくすことができないように、野党も含めて少数者の意見も反映させて国会で十分議論して、野党も含めて合意できるような憲法改正しか発議してはいけない。それが96条です。だから多数決の原理を排しています。それを法律と同じように多数決で発議できるようにしようというのは、憲法は自分たちに縛りをかけているものだ、自分たちはそれを守らなければいけない、憲法尊重擁護義務があるということを全く頭の中に置いていないものです。

6 96条先行改正反対の世論は高まりつつある

- ① 政党の動き (民主・公明の慎重姿勢、生活・共産・社民の反対)
- ② 議員連盟をつくる動き(立憲フォーラム設立、13条を考える議連など)
- ③ マスコミの報道姿勢、世論調査の結果
- ④ 憲法学者の反対の動き、96条の会結成、弁護士会の反対決議
- ⑤ 全国の労働組合、9条の会、女性団体、市民団体などの動き

今年の5月3日の憲法記念日前後の報道で、特に今年の特集の特徴的なところは、「立憲主義」という言葉がすごく出てきたことです。今まで余り「立憲主義」ということは言いませんでした。9条の改正の問題が中心で、平和主義や軍隊をつくるということがどうなのかということについての報道が中心でしたが、憲法はもともと国家権力に縛りをかけるものだという、その本質から説いてくる社説や記事を今年の5月に初めて見ました。私たちは、96条改正の案が出てきたときに、手続き規定という性格を持っているのでこれに反対するのはとても難しいのかなと思っていたのですが、意外とこの立憲主義という視点は、マスメディアの共感を呼んで報道も広がっています。

7 集団的自衛権を容認し、解釈と法律で9条を骨抜きにする動きが再び

- ① アメリカへのラブコール
- ② 30年以上にわたって政府が憲法9条違反としてきた「集団的自衛権」
- ③ 「国家安全保障基本法」がめざすもの
 - 一 米軍との海外での共同の武力行使 8条~10条
 - 一 米軍と共同での軍事秘密の保護・管理 3条
- ④ 憲法違反の法律を、議員立法で一立憲主義の破壊
- ⑤ 武器輸出3原則も骨抜きに 12条

集団的自衛権とは、例えば北朝鮮がアメリカ向けてミサイルを撃ったときに、日本には落ちませんが、アメリカの同盟国日本が集団的自衛権のもとで、そのミサイル打ち落とすことができる。1発撃ち落とされたら、北朝鮮にとって、敵国はアメリカだけではなくなります。日本も敵国になります。その段階で北朝鮮は、日本の武力攻撃に対して自衛権を持つことになります。そうすると北朝鮮は、市ヶ谷の自衛隊駐屯地に向かって2発目のミサイルを撃つことが、国際法上認められます。それでもいいですか、という問題です。

8 憲法「改正」をくいとめる力

- ① あまりにひどい自民党憲法改正草案の中身は、すぐに広まる
- ② 今の憲法の素晴らしさは、広く国民のなかに浸透している
 - 一 日高教意識調査に見る教育の力、女性の意識、憲法調査会報告書、5月3日の 国際憲法比較、国際的な評価の高さなど
- ③ 「護憲」か「改憲」かではなく、「立憲」か「壞憲」かに焦点をあてる
- ④ マスコミ、新聞への投書、インターネット(フェイスブック、ツイッター)の活用
- ⑤ わかりやすいパンフレット、リーフレットの浸透力

質疑

- ・憲法審査会とは
- →国民投票法ができたときに同時に作られた組織。憲法改正案を国会が発議するときに、発議案をつくるところです。国会の中にある委員会のようなもの。委員名簿を見ていただくと、自民党が31、維新6、みんな2で、憲法全面改正に賛成している議員が50人中39人、5分の4。社民党はいない。憲法改正に反対しているのは共産党の1人のみ。運営が非常に危惧される。審査会で章ごとの議論が終わり、発議案をつくることができる段階。参議院であと100議席を賛成派が占めると改正の発議ができる。
- ・こういった危機感を一般の組合員に知らせるにはどうすればいいのか。広く知ってほしい。
- →組合員だが、関心は食。私たちのくらしに直結している問題だということを、わかりやすく資料にすることが一番大切。ものすごく工夫が必要。できるだけ言葉をやさしく、イラストをかわいらしく、読みやすく。生協の場合はさらに工夫が必要。企画を普通の女性の方がする、というのがいいのでは。戦争の足音が近づいてきていることを感じている方は多いと思う。これが通ると食べ物が自由に手に入らなくなる等、生活視点で漫画中心に作っていくといいのではないか。

- ・96条話題になっており各国と比較されるが、国旗国家を憲法で決めていたり、国民の義務が21くらいに増えている。世界各国ではそれだけ国民に義務をかけているのか。
- →憲法の規定の仕方は、イスラム教を国の宗教としているなど、宗教と国政の関係がどうなっているかで異なる。民族、歴史この3つによって、千差万別。何が普通かというとわからない。何が普通かが問題でなく、国民の権利を守るために優れた憲法かどうかという視点が重要。憲法の中に神を規定している方が多いかもしれない。日本は宗教と国家が一致したことで戦争が起きたという体験から、政教分離が憲法で厳密に規定されている。普通でないかもしれないが、その方があり方として優れているというのが憲法学者の見方。海外の憲法より優れているというのは海外では通説。アメリカでも。世界中のいい憲法を集めて作ったもの。昨年5月、新聞に世界憲法比較一覧表が出た。人権規定等があるかないか、○×で比較。これだけ具体的に人権規定が盛り込まれているか、国民にとっていい憲法かどうかという視点で、考えるべきです。

以上